



国土交通省

東北運輸局岩手運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：岩手県政記者クラブ》

平成30年4月13日
国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局

盛岡市の一般乗合旅客自動車運送事業者に対し 輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成29年12月21日、22日に東北運輸局及び岩手運輸支局が一般乗合旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり行政処分書等を交付しましたのでお知らせします。

記

- 1 行政処分書等の交付年月日
交付年月日：平成30年4月13日
- 2 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：岩手県交通 株式会社 代表取締役社長 伊壺 時雄
(法人番号7400001002221)
岩手県盛岡市盛岡駅前通3-55
営業所：北上営業所
岩手県北上市村崎野14地割426-3
- 3 行政処分等年月日
平成30年3月28日
- 4 行政処分等の概要
①事業用自動車の使用停止処分
平成30年4月13日から平成30年5月7日まで(2両×25日間停止)
②文書警告
- 5 違反の概要
(裏面に続く)

《問い合わせ先》

東北運輸局 岩手運輸支局 輸送・監査部門
担当：西城、吉川

TEL：019-638-2155

5 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1, 事業計画及び運行計画の定めるところに従わず、その業務を行っていた。
(道路運送法第16条第1項)

2, 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)

・乗務等の記録を不実記載していた。
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

②文書警告

1, 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)

・従業員に対し、誠実に職務を遂行するための指導及び監督を適切に行っていなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項)